

別表第1

区分	着陸料等の額
着陸料	<p>1 ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 航空機の最大離陸重量をそれぞれ次のアからエまでに区分して順次に各料金率を適用して計算して得た額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに 1,100円</p> <p>イ 25トンを超える100トン以下の重量については、 1トンごとに1,500円</p> <p>ウ 100トンを超える200トン以下の重量について は、1トンごとに1,700円</p> <p>エ 200トンを超える重量については、1トンごと に1,800円</p> <p>(2) 國際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値(当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値)を相加平均して得た値(1EPNデシベル未満の端数があるときは、これを1EPNデシベルとして計算する。)から83を減じた値に3,400円を乗じて得た額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次の(1)及び(2)の航空機の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額とする。</p> <p>(1) 最大離陸重量が6トン以下の航空機については、 当該重量に対し1,000円</p> <p>(2) 最大離陸重量が6トンを超える航空機については、当該重量をそれぞれ次のア及びイに区分して順次に各料金率を適用して計算して得た額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し 700円</p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに 590円</p>

停留料	<p>6時間以上停留する航空機について、停留時間24時間(24時間未満の端数があるときは、これを24時間として計算する。)ごとに、次の1及び2の航空機の区分に応じ、それぞれ1及び2に定める額とする。</p> <p>1 最大離陸重量が23トン以下の航空機については、当該重量をそれぞれ次の(1)から(3)までに区分して順次に各料金率を適用して計算して得た額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し810円</li> <li>(2) 3トンを超える6トン以下の重量については、当該重量に対し810円</li> <li>(3) 6トンを超える23トン以下の重量については、1トンごとに30円</li> </ul> <p>2 最大離陸重量が23トンを超える航空機については、当該重量をそれぞれ次の(1)から(3)までに区分して順次に各料金率を適用して計算して得た額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 25トン以下の重量については、1トンごとに90円</li> <li>(2) 25トンを超える100トン以下の重量については、1トンごとに80円</li> <li>(3) 100トンを超える重量については、1トンごとに70円</li> </ul>
注	<p>1 航空機の最大離陸重量に1トン未満の端数があるときは、これを1トンとして計算する。</p> <p>2 消費税法(昭和63年法律第108号)第7条の規定により消費税を免除することとされた課税資産の譲渡等に係る航空機以外の航空機にあっては、当該着陸料等の額にそれぞれ消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)に相当する額を加算して得た額を着陸料等の額とする。</p> <p>3 着陸料等の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>

## 別表第2

浄化槽使用料の額
浄化槽使用者が排除した汚水の量1立方メートルにつき250円とする。
注
<ol style="list-style-type: none"><li>1 浄化槽使用者が排除した汚水の量は、富士山静岡空港株式会社が認定した水道の使用水量とする。この場合において、水道の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを1立方メートルとして計算する。</li><li>2 浄化槽使用料の額にそれぞれ消費税等に相当する額を加算して得た額を浄化槽使用料の額とする。</li></ol>

## 別表第3

航空機給油施設使用料の額
航空機給油施設から搬出する航空機燃料1リットルにつき1円67銭とする。
注
<ol style="list-style-type: none"><li>1 航空機給油施設から搬出する航空機燃料の量に1リットル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</li><li>2 消費税法(昭和63年法律第108号)第7条の規定により消費税を免除することとされた課税資産の譲渡等に係る航空機燃料以外にあっては、当該航空機給油施設使用料の額に消費税等に相当する額を加算して得た額を航空機給油施設使用料の額とする。</li><li>3 航空機給油施設使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</li></ol>